

# 国家試験免除 第三級海上特殊無線技士【3海特】養成課程 eラーニング募集案内

弊社は総務省東海総合通信局の認定を受け、通年 eラーニングによる第三級海上特殊無線技士(3海特)の養成課程を実施しております。以下 eラーニング養成課程の受講者募集案内をさせていただきます。

## 1. この養成課程の概要

無線従事者養成課程は、「規定のカリキュラムをすべて受講し、修了試験に合格すると国家試験合格と同等の扱いとなり、無線従事者免許が受けられる制度」です。「免許が取得できる講習」とお考えください。

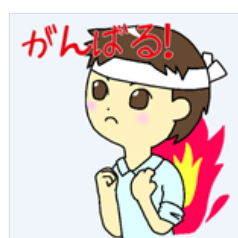
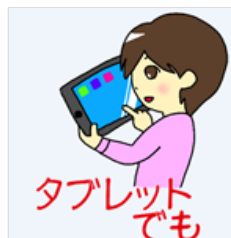
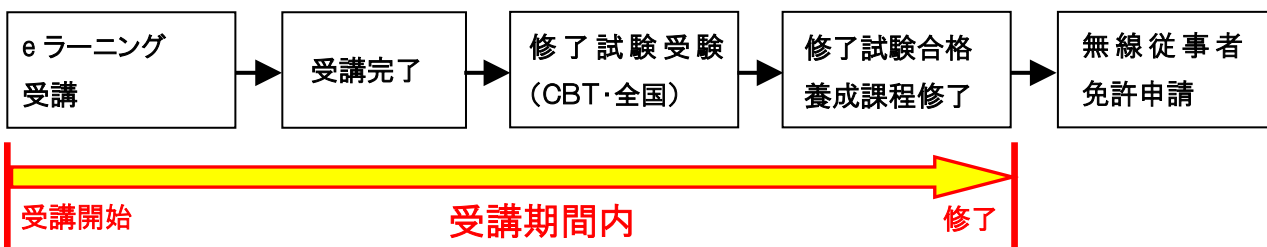
この養成課程eラーニングは、インターネット接続可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等の通信端末でeラーニングによりカリキュラムの全受講を行うことができます。海上の無線に関する「無線工学」「法規」について時間があるときに基礎から学ぶことができます。

また、受講を完了した後の修了試験はCBT方式(試験会場のパソコンに解答を入力する方式)により全国300箇所以上の試験センターで受験が可能です。修了試験に合格されますと「養成課程修了」となり、無線従事者免許申請を行うことができます。

修了された方は、引き続き弊社から管轄の東海総合通信局に受講者様の無線従事者免許申請を行い、公布された免許証をお渡しするまでを一連で行います(資格は全国で有効です)。

また、無線設備の操作の用途とは異なりますが、アマチュア無線技士を除く無線従事者資格の取得者は、その資格により甲種消防設備士(特類を除く)の受験が可能です。

・受講開始から免許証受領までの流れ



## 2. 第三級海上特殊無線技士の資格操作範囲について

「第三級海上特殊無線技士」の資格によって操作できるのは次の範囲です。

- ① 船舶に施設する空中線電力5ワット以下の無線電話(船舶地球局及び航空局の無線電話であるものを除く。)で25010キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの国内通信のための通信操作及びその無線電話(多重無線設備であるものを除く。)の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作
- ② 船舶局及び船舶のための無線航行局の空中線電力5キロワット以下のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

## 3. 養成課程の受講資格

当該養成課程は公募型養成課程(弊社が主催・募集)とし、受講資格要件は次の(1)及び(2)の条件を満たす方です。

(1)修了試験の受験時に必要な、次のいずれかの「身分証明書(写真付き)」を所持しており、修了試験会場で提示可能な方(以下の15種類のもの)が利用可能です。

- ・運転免許証                      ・小型船舶操縦免許証                      ・パスポート
- ・写真付き住民基本台帳カード
- ・個人番号カード(マイナンバーカード。表面のみを参照して使用します。)
- ・無線従事者免許証(ただし、免許の年月日又は交付年月日(再交付の年月日を含む)から10年以内のものに限る。)
- ・工事担任者資格者証(同上)                      ・運転経歴証明書(同上)
- ・電気通信主任技術者資格者証(ただし、免許の年月日又は交付年月日(再交付の年月日を含む)から10年以内のものに限る。)
- ・危険物取扱者免状(写真の有効期間内のもの)                      ・消防設備士免状(同左)
- ・在留カード(写真付き。日本国政府発行のもので有効期間内のものに限る。)
- ・特別永住者証明書(同上)
- ・学生証・生徒証(写真付きに限る)及び保険証
- ・学生証・生徒証(写真付きに限る)及び住民票

(2)インターネット回線及びインターネット接続可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等の端末が利用可能であり、インターネット接続のスキル(WEBアクセス、ID及びパスワード入力、画面をクリックして項目選択等が可能)を有する方で、受講申込時に、次の①、②にいずれも該当しない方

①電波法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない方

②第三級海上特殊無線技士の資格(旧資格 特殊無線技士(無線電話丁)を含む)を既に取得されている方

## 4. 養成課程の受講期間、標準的な受講期間

受講者の受講開始日から修了試験(追試験を含む)の合格日までは4ヶ月以内です。尚、全受講を完了されないと修了試験を受けることができません。期間内に受講を完了されない場合は失格となり免許が得られ

なくなります。また、修了試験不合格の場合は、規定の再受講の完了後に一度のみ、追試験が受けられます。  
(要追試験料)

5. 養成課程の授業科目及び授業時間(規定時間数による)

養成課程の資格	授業科目	授業時間
第三級海上特殊無線技士	無線工学	2時間
	法規	4時間

※上記の実際の授業時間は、学習ペースにより、これらよりも長くなる可能性があります。

6. 養成課程の受講に必要なシステム

養成課程の受講は、eラーニングのシステムを使います。eラーニングに必要なシステムは次の通りです。

- (1)利用可能なインターネット回線(有線LAN、無線LAN等)
- (2)インターネット接続が可能で、ブラウザソフトによるホームページ閲覧が可能であり、電子メールの送信・受信が可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等の通信端末

※電子メールアドレスがeラーニングの受講IDとなるため、電子メールアドレスがないと受講できません。また、受講には1名様毎に異なる電子メールアドレスが必要です。お申込みいただく際の申込書には、受講者本人のみが使用する電子メールアドレスを必ず記載してください(スマートフォンのアドレスも可ですが、PCからのメールが受信できないと受講いただけません)。

※このeラーニングでは、オンラインのテキストのみのご提供となります(印刷版テキスト、ファイル等のお渡しはありません)。

7. 受講申込・受付・受講開始・必要書類送付まで

- (1)受講のお申し込みは、弊社ホームページのリンクから申込フォームを開いていただき、必要事項をご入力ください。(申込フォームリンクは下記17をご参照ください)  
あらかじめ弊社(PC)からの電子メール(@b-tec.jp)が受信できる設定にしておいてください。
- (2)弊社にて申込内容をご確認させていただき、請求のご連絡をさせていただきます。お支払い期日までに受講料をお支払いください(銀行振り込みです。手数料はご負担願います)。  
※お申込の受付処理は平日9:30~18:00となります。
- (3)弊社にてお振込みが確認できましたら、eラーニングの受講IDを発行し、受講ガイドを送付させていただきます。eラーニングの受講ID等は電子メールにて通知させていただきますので、受信次第、受講を開始してください。  
※受講開始希望日ありの方は、受講開始希望日になるとeラーニングの受講が可能になります。
- (4)(3)の到着後、基本的に14日以内に下記の書類を弊社に郵送いただきます(受講開始後、ご案内させていただきます)。
  - ・証明写真(同じもの2枚分 縦3cm×横2.4cm)
  - ・記入済の無線従事者免許申請書、及び申請に必要な書類(住民票等)

8. 受講中の質問、問い合わせ等の対応

ご質問は弊社担当まで電子メールにてお送りください。弊社より電子メールにて回答させていただきます。

9. 受講完了から修了試験受験まで

eラーニングによる受講開始後、受講完了条件を満たされた方は、修了試験受験を希望する旨を弊社にご連絡いただけます。弊社で受講完了が確認された場合は、CBTの修了試験予約用のチケット番号をご連絡いたします。

※受講完了条件やチケットの発行等については、受講開始後にご案内いたします。

CBTの修了試験を受験される方は、予約前に(株)シー・ビー・ティ・ソリューションズ(CBTS)にユーザー登録を済ませていただき、システムにログインの上、会場並びに日時選択による受験予約を行っていただきます(CBTSの他の試験を受験されたことがある場合は、その際のIDとパスワードが利用できます)。

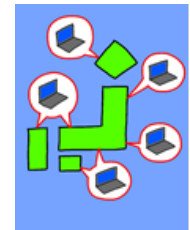
<https://cbt-s.com/index.html>

受験予約を変更される場合は、必ず事前にCBTSのシステムで予約変更処理を行っていただきます。(予約変更なく試験を欠席された場合は不合格となります。)

特に(諸事情で)、筆記による修了試験を希望される場合は、会場は名古屋市天白区、東京都荒川区、横浜市港北区の3会場のみとなります。筆記試験の手配等は事前調整が必要になるため相談の上、個別対応とさせていただきます。

10. 修了試験会場における身分証明書確認について

受講者本人以外の受験防止のため、修了試験会場では、当日、3.(1)の身分証明書の現物を確認させていただきます。



11. CBTの修了試験会場について

試験会場は、全国300箇所以上となります。詳細は、次のサイトをご参照ください。

<https://www.cbt-s.com/examinee/testcenter/>

※こちらのリンクにアクセスし、右上の「試験会場空席照会」をクリックし、試験選択で「特殊無線技士」を選択してください。表示された試験名で「SRB-06 第三級海上特殊無線技士養成課程の修了試験」を選択し、会場の条件、日程を選択すると、試験実施の状況を見ることができます。

12. 修了試験の受験科目及び試験時間、合格基準(電波法関係の告示による)

養成課程の資格	試験科目	試験時間	合格基準
第三級 海上特殊無線技士	無線工学	20分	ともに 60点以上/100点満点
	法規	40分	

※修了試験では、受講した内容の中から問題が出題されます。

※修了試験は、正誤式(文章の内容の正誤を、○又は×で1つ選ぶ)で実施されます。

※無線工学及び法規の試験は、全体で1時間の試験時間として実施されます。

問題数は無線工学:10問、法規:20問です。

13. 修了試験に不合格となった場合

修了試験に不合格となった場合は、規定による再受講を行っていただき、再受講が完了していれば、修了追試験を受験できます(有料)。修了試験時同様に、CBTによる受験が可能です。

※再受講の条件は、受講開始後にご案内いたします。

※修了試験が不合格の場合、受講者は1回のみ修了追試験を受験することができます(ただし、修了追試験の受験・合格も受講期間内に行なわなければなりません。)

14. 修了試験又は修了追試験合格後、免許証交付まで

受講期間内に修了試験、又は修了追試験に合格された場合は、ご提出いただいた書類により、弊社から管轄の東海総合通信局に免許申請を提出いたします。

免許証が交付されるまでは最長でおよそ6週間を要します。免許証は弊社から送付させていただきます。

15. 受講期間内に修了できなかった場合

受講期間以内に受講完了及び修了試験合格ができなかった場合は失格となり、免許が受けられなくなります。失格後は弊社の規定により、新たな期間(正規の受講期間以内)で再受講いただくことが可能です(追加費用が必要です)。また、失格後、再受講をされない場合は、受講料のうち未使用分の金額をご返金させていただきます(ご返金は、修了試験受験の有無等により異なります。)

追加料金による再受講、及び失格後のご返金の金額は、失格後に受講者様あてにご連絡させていただきます。ただし、追加料金及びご返金は失格の日から1ヶ月以内の申し出に限り有効となり、1ヶ月を超えた申し出の場合は、新規の受講扱い(料金)とさせていただきます。

16. 受講料等

17,425円(税込)

※受講料には、修了試験代(1回分)、無線従事者免許申請の印紙代を含みます。

※修了試験不合格の方は、別途 修了追試験受験料 4,950円(税込)がかかります。

※過去に、弊社の養成課程(eラーニング又は講習会)を受講された方(失格の場合を除く)は、

申込フォームに記載いただくことで2,200円(税込)を割引きます【複数資格の場合はいずれか1つのみを割引適用いたします】。

17. お申込み・問い合わせ先(弊社連絡先)

お申込みは、こちらの申込フォームをご利用願います。

・申込フォーム [https://www.b-tec.jp/cgi-bin/rikutoku/regist/3kai\\_regist.html](https://www.b-tec.jp/cgi-bin/rikutoku/regist/3kai_regist.html)

お問い合わせは、株式会社ベータテック 3海特eラーニング担当まで お願いいたします。

電子メール 3kai(at)b-tec.jp 電話番号(養成課程担当) 052-893-9935

※電子メールおよび電話でのお問い合わせのご対応は平日9:30~18:00となります。

※迷惑メール防止の対策をしております。(at)の部分を@に変更の上、お送りください。

## 18. 補足

## 第三級海上特殊無線技士で操作可能な設備等の例

## ① 第三級海上特殊無線技士で操作可能な設備の例

- ・船舶局(国内通信)の操作…沿岸漁船の船舶局(27MHz・40MHz 帯の 1W 出力の無線設備)、国際 VHF(5W 以下)のハンディトランシーバー(DSC 運用は不可)、船上通信用の無線電話や双方向無線電話(150MHz 帯等)

## ＜操作範囲について 参考＞

※「空中線電力」とは、電波の送信電力(送信機出力の電力)です。

※「外部の転換装置」とは、無線機のスイッチやつまみ類です。

※「電波の質に影響を及ぼさないもの」とは、「外部の転換装置」(＝無線機のスイッチやつまみ類)を操作しても、電波の質(発射される電波の周波数のズレ・電波の幅(広がり)、不要な周波数成分の強さ)が変化しないことです。「空中線電力」は「電波の質」には含まれていないため、無線機のスイッチやつまみ類を操作した場合に「空中線電力」が変化するものの操作は可能です。

※「技術操作」とは、電波を発射・停止する操作とお考えください。

## 19. 補足2 海上特殊無線技士の操作可能例 (○…操作可能 ×…操作不可)

第三級(3海特) ※3海特は国内通信が可能

資格	国際 VHF 25W 機	国際 VHF 5W 機 DSC あり	国際 VHF 5W 機 DSC なし	レーダー 5kW 超 ※1	漁業無線 27MHz 帯 海岸局	漁業無線 27MHz 帯 船舶局
3海特 当該資格	×	×	○船舶施設	×	×	○5W 以下 電話に限る

※1 出力 5kW 未満の船舶レーダーの操作には無線従事者の資格は不要です。ただし、船舶レーダーのみの無線局の免許(無線航行移動局)は必要です。3海特の操作範囲は 5kW 以下の船舶レーダーとなっています。

以上